

保護者様

相楽東部広域連合教育委員会
相楽東部広域連合立和東中学校
校長 杉本 悟

震度5弱以上の地震が発生した時の対応について

地震発生時の対応として、児童・生徒の安全確保を第一とし、広範囲に影響を及ぼす災害に迅速かつ適切に対処することを目的として、一定震度以上の地震が発生した際には、下記のとおり相楽東部広域連合立小・中学校で共通した対応をとることとします。

つきましては、保護者の皆様にお知りおきいただくとともに、ご協力をお願いいたします。

記

1 震度基準

笠置町・和東町・南山城村の各町村のいずれかを含む地域において「震度5弱」以上の地震が発生した場合、2及び3の対応とします。

2 臨時休業

(1) 次の場合は臨時休業とします。

地震発生時刻	対 応
下校時から24時までに震度5弱以上の地震が発生	翌日を管内小中学校一斉臨時休業
0時から登校までに震度5弱以上の地震が発生	当日を管内小中学校一斉臨時休業

(2) 「震度5弱」以上の観測が連合管内の一部の地域のみであっても、全校一斉臨時休業とします。

(3) 休日に「震度5弱」以上の地震が発生した場合も、登校日前日午前0時を「下校時」として上記(1)の対応とします。

(4) 登校再開については、校舎等の安全が確認され、教育活動の再開が可能と判断されましたら、各校からホームページやメール配信等でお知らせします。

3 在校時及び登下校時の対応について

(1) 在校時

- ①各校の避難方法により避難場所に避難する。
- ②避難場所で待機する。
- ③安全確認の後、保護者へ連絡する。
- ④「全児童生徒の引渡し下校」としますので、学校までお迎えをお願いします。

(2) 登下校時

- ①強い揺れを感じたら、自分の身を守る行動をする。
 - ・建物や塀から離れ、安全な場所で頭を守りしゃがむ。
 - ・ゆれがおさまったら、近くの安全な場所に避難し、しばらくその場で待機する。
 - ・近くにおられる大人等と相談して、帰宅するか学校に行くか選択する。
(一人にならない、待機場所から近いほうを選択する)

②学校に来た児童生徒については、(1) 在校時と同じ対応とします。

(3) 学校で待機している児童生徒につきましては、保護者が迎えに来られるまで校舎内又は避難場所で待機させます。連絡網が寸断され保護者へ連絡が取れない場合も想定されますが、保護者に引渡しができるまで待機させますので、お迎えをお願いいたします。

(4) 自分の身を守る行動については、各校の安全指導、避難訓練等において指導していますが、各家庭でも避難の方法等をご確認ください。